

宮城県監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成16年度第3四半期に実施した普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成17年 2月22日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉
宮城県監査委員 中 沢 幸 男
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 日 向 則 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
地方機関	
総務部	
公務研修所	11月16日
塩釜県税事務所	10月15日
築館県税事務所（旧築館地方県事務所）	11月11日
石巻県税事務所（旧石巻地方県事務所）	11月 4日
消防学校	12月20日
企画部	
東京事務所	11月17日
環境生活部	
原子力センター	11月 2日
食肉衛生検査所	12月10日
保健福祉部	
仙南保健福祉事務所	10月18日
気仙沼保健福祉事務所	11月10日
古川地域子どもセンター	11月30日
精神保健福祉センター	12月27日

産業経済部

札幌事務所	10月20日
大阪事務所	12月7日
築館地方振興事務所（旧築館地方県事務所及び旧築館産業振興事務所）	11月11日
石巻地方振興事務所（旧石巻地方県事務所，旧石巻産業振興事務所， 旧石巻水産事務所及び旧石巻漁港事務所）	11月4日
古川農業試験場	11月30日
畜産試験場	11月19日
水産研究開発センター（水産加工研究所を含む）	11月10日
栽培漁業センター	12月7日
土木部	
大河原土木事務所	10月26日
仙台土木事務所	10月26日
仙台東土木事務所	10月15日
古川土木事務所	10月27日
築館土木事務所	11月9日
仙台港湾事務所	11月16日
塩釜港湾事務所	11月19日
中南部下水道事務所	11月12日
仙台地方ダム総合事務所	12月20日
栗原地方ダム総合事務所	11月24日
仙台港背後地土地区画整理事務所	11月16日
教育庁	
教育研修センター	12月27日
松島野外活動センター	12月22日
築館高等学校	11月24日
角田女子高等学校	12月27日
登米高等学校	12月13日

中新田高等学校	1 2月 2日
女川高等学校	1 1月 2 2日
松山高等学校	1 2月 2 0日
泉松陵高等学校	1 2月 2 7日
泉館山高等学校	1 2月 1 6日
加美農業高等学校	1 1月 2 6日
鹿島台商業高等学校	1 2月 2 0日
警察本部	
塩釜警察署	1 1月 1 5日
岩沼警察署	1 1月 1 5日
志津川警察署	1 0月 1 4日
若柳警察署	1 1月 5日
鳴子警察署	1 1月 5日
加美警察署	1 0月 2 2日
涌谷警察署	1 0月 1 4日

2 監査結果

平成15年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。その結果は別紙のとおりです。

記

(1) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

(2) 築館県税事務所(旧築館地方県事務所)

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後と

も収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

(3) 石巻県税事務所(旧石巻地方県事務所)

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

(4) 食肉衛生検査所

旅費、需用費における支払いの遅れ及び諸手当、契約事務の不適切な事務処理等が多数認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

(5) 石巻地方振興事務所(旧石巻漁港事務所)

漁港施設使用料及び行政代執行に係る特別納付金において、収入未済があったので、今後の収納促進を図る必要がある。